

被保険者・受給者の範囲の拡大に伴う保険料の見通しについて

— ごく粗い試算 —

## 本試算の考え方

以下のケースについて、保険料の試算を行う。「介護予防が相当進んだケース」を前提として試算

### 保険料を負担する年齢

A<sub>1</sub> : 20歳以上とする場合

A<sub>2</sub> : 25歳以上とする場合

A<sub>3</sub> : 30歳以上とする場合

A<sub>4</sub> : 35歳以上とする場合

なお、いずれの場合も、試算上、  
保険給付費の範囲は、原則0歳以  
上であるものとしている。

### 保険料負担割合

B<sub>1</sub> : 40歳未満の保険料負  
担を40歳以上と同水  
準とする場合  
(第2号被保険者の対象  
年齢を拡大する。)

B<sub>2</sub> : 40歳未満の保険料負  
担を40歳以上の2分  
の1とする場合  
(拡大する被保険者を「第  
3号被保険者(仮称)」  
とする。)

### 給付サービスの範囲

C<sub>1</sub> : 在宅サービスと施設  
サービスの双方を  
対象とする場合

C<sub>2</sub> : 在宅サービスのみを  
対象とする場合

## I 被保険者・受給者の範囲の拡大に伴い増加する給付費の見通し

### (1) 給付の範囲

- 従来の給付に加えて、「若年要介護者」に対する「介護サービス」を、新たな対象として試算している。
  - ・ 「若年」の範囲は、0歳以上65歳未満としている。
  - ・ 「要介護者」は、障害の種類や原因を問わず介護ニーズを有する者としている。
  - ・ 現行の障害者サービスについては、「介護サービス」に相当する範囲を次のとおりとして試算している。

在宅サービス	(居宅サービス) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームヘルプサービス（身体、知的、精神、障害児）</li> <li>・ ショートステイ（身体、知的、精神、障害児）</li> <li>・ デイサービス（身体、知的、障害児）</li> <li>・ グループホーム（知的、精神）</li> <li>・ 精神科デイケア</li> </ul>	利用者の1/2程度が介護サービスの対象
	(通所施設) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所更生施設（身体、知的）</li> <li>・ 通所授産施設（身体、知的、精神）</li> <li>・ 通所療護施設（身体）</li> <li>・ 小規模通所授産施設（身体、知的、精神）</li> <li>・ 小規模作業所（身体、知的、精神）</li> </ul>	利用者の1/2程度が介護サービスの対象
施設サービス	(入所施設) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所更生施設（身体、知的）</li> <li>・ 入所授産施設（身体、知的、精神）</li> <li>・ 入所療護施設（身体）</li> <li>・ 生活訓練施設（精神）</li> <li>・ 福祉ホームB型（精神）</li> <li>・ 障害児施設に入所中の年齢超過児</li> </ul>	利用者の3/4程度が介護サービスの対象

※ 障害児の入所施設・通所施設は、都道府県を責任主体とする措置制度に基づく利用形態となっていることから、今回の推計においては対象外とした。

※ 上記の仮定の下では、平成16年度予算の障害者福祉サービス事業費（支援費サービス及び精神障害者福祉サービス）約7,500億円のうち、約6割が介護サービスに該当。（約7,500億円のうち、障害児分は約100億円。）

**在宅サービス**・・・「①利用者数」×「②一人あたり給付費」による。

① 利用者数

- ・ 「介護サービス」の利用者数約22万人が、新規利用者の増加により、平成26年度に約36万人になる（以降同水準で推移する）と見込んでいる。

ただし、平成22年度までは、障害者サービスの機能再編が行われる予定であることから、「約22万人」は段階的に介護保険に移行してくると見込んでいる。

※ 今後、障害保健福祉行政においては、障害者サービスの機能再編を行い、5年程度をかけて、サービス全体を大きく「障害者介護給付」、「障害者自立支援給付」、「障害者地域支援事業」の3つに分化していく方針。

※ 「約36万人」は、国民生活基礎調査（平成13年）における「手助けや見守りを要する者」の数を基に推計。

② 一人あたり給付費

- ・ 一人あたり給付費約9万円が、最終的に介護保険における一人あたり居宅給付費と同水準になると見込んでいる（平成26年度約14万円）。

**施設（入所）サービス**・・・「①利用者数」×「②一人あたり給付費」による。

① 利用者数

- ・ 「介護サービス」の利用者数約13万人が、今後同水準で推移すると見込んでいる。

ただし、平成22年度までは、障害者施設の機能再編が行われる予定であることから、「約13万人」は段階的に介護保険に移行してくると見込んでいる。

② 一人あたり給付費

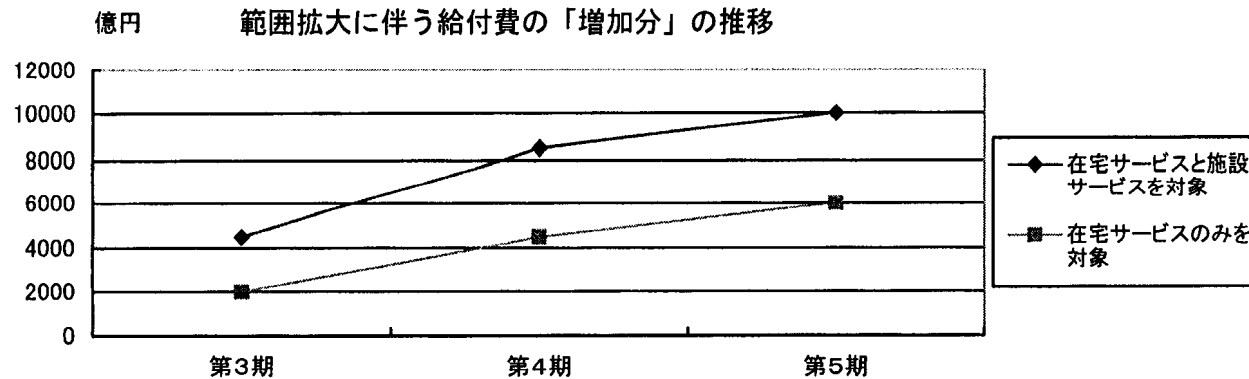
- ・ 一人あたり給付費約23万円が、介護保険における一人あたり施設給付費の伸びと同水準で伸びると見込んでいる（平成26年度約28万円）。

今回の範囲拡大に伴う給付費の見通しは、様々な仮定を置いて粗く推計したものであり、今後、障害保健福祉サービス全般の将来費用の推計が行われる際に、変更がありうるものである。

### (3) 被保険者・受給者の範囲の拡大に伴う給付費の見通し

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		5.5兆円	7.2兆円	8.8兆円	10.6兆円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			6.5兆円	7.5兆円	8.7兆円
範囲拡大した場合	在宅サービスと施設サービスの双方を対象		7兆円 (+0.45兆円)	8.4兆円 (+0.85兆円)	9.7兆円 (+1兆円)
	在宅サービスのみを対象		6.7兆円 (+0.2兆円)	8兆円 (+0.45兆円)	9.3兆円 (+0.6兆円)

(注) 端数処理(四捨五入)により、給付費の差し引き額と( )内の数値は一致しないことがあり得る。



## II 保険料試算

(1) -① 保険料負担年齢：A1（20歳以上）、保険料負担割合：B1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		2,800円 (▲1,000円)	3,300円 (▲1,000円)	3,900円 (▲1,000円)
	第2号被保険者 (20歳以上64歳以下)		2,800円 (▲1,000円)	3,300円 (▲1,000円)	3,900円 (▲1,000円)
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			7.0兆円 (+0.45兆円)	8.4兆円 (+0.85兆円)	9.7兆円 (+1兆円)

- (注) 1 端数処理（四捨五入）により、保険料の差し引き額と（ ）内の数値は一致しないことがあり得る。  
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。  
 3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(1) -② 保険料負担年齢：A 1 (20 歳以上)、保険料負担割合：B 2 (40 歳未満 1/2)、給付サービスの範囲：C 1 (在宅及び施設)

		平成 15～17 年度 (第 2 期)	平成 18～20 年度 (第 3 期)	平成 21～23 年度 (第 4 期)	平成 24～26 年度 (第 5 期)
現行制度のまま推移した場合		3,300 円	4,300 円	5,100 円	6,000 円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケース I】)			3,900 円	4,400 円	4,900 円
範囲を拡大した場合	第 1 号被保険者 (65 歳以上)		3,400 円 (▲500 円)	4,000 円 (▲400 円)	4,600 円 (▲400 円)
	第 2 号被保険者 (40 歳以上 64 歳以下)		3,400 円 (▲500 円)	4,000 円 (▲400 円)	4,600 円 (▲400 円)
	第 3 号被保険者 (仮称) (20 歳以上 39 歳以下)		1,700 円	2,000 円	2,300 円
【ケース I】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			7.0 兆円 (+0.45 兆円)	8.4 兆円 (+0.85 兆円)	9.7 兆円 (+1 兆円)

- (注) 1 端数処理 (四捨五入) により、保険料の差し引き額と ( ) 内の数値は一致しないことがあり得る。  
 2 第 2 号被保険者の保険料については、第 1 号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。  
 3 第 2 号・第 3 号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は 1/2 (残りの 1/2 は事業主 (国) が負担。)

(1) -③ 保険料負担年齢：A 1 (20 歳以上)、保険料負担割合：B 1 (40 歳未満同額)、給付サービスの範囲：C 2 (在宅のみ)

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		2,700円 (▲1,100円)	3,200円 (▲1,200円)	3,700円 (▲1,200円)
	第2号被保険者 (20歳以上64歳以下)		2,700円 (▲1,100円)	3,200円 (▲1,200円)	3,700円 (▲1,200円)
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.7兆円 (+0.2兆円)	8.0兆円 (+0.45兆円)	9.3兆円 (+0.6兆円)

- (注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と( )内の数値は一致しないことがあり得る。  
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。  
 3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)



(1) -④ 保険料負担年齢：A1（20歳以上）、保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,200円 (▲600円)	3,800円 (▲600円)	4,400円 (▲600円)
	第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)		3,200円 (▲600円)	3,800円 (▲600円)	4,400円 (▲600円)
	第3号被保険者(仮称) (20歳以上39歳以下)		1,600円	1,900円	2,200円
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.7兆円 (+0.2兆円)	8.0兆円 (+0.45兆円)	9.3兆円 (+0.6兆円)

- (注) 1 端数処理（四捨五入）により、保険料の差し引き額と（ ）内の数値は一致しないことがあり得る。  
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。  
 3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(2) -① 保険料負担年齢：A2（25歳以上）、保険料負担割合：B1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C1（在宅及び施設）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,000円 (▲800円)	3,600円 (▲800円)	4,200円 (▲800円)
	第2号被保険者 (25歳以上64歳以下)		3,000円 (▲800円)	3,600円 (▲800円)	4,200円 (▲800円)
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			7.0兆円 (+0.45兆円)	8.4兆円 (+0.85兆円)	9.7兆円 (+1兆円)

- (注) 1 端数処理（四捨五入）により、保険料の差し引き額と（ ）内の数値は一致しないことがあり得る。  
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。  
 3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(2) -② 保険料負担年齢：A 2 (25 歳以上)、保険料負担割合：B 2 (40 歳未満 1/2)、給付サービスの範囲：C 1 (在宅及び施設)

		平成 15～17 年度 (第 2 期)	平成 18～20 年度 (第 3 期)	平成 21～23 年度 (第 4 期)	平成 24～26 年度 (第 5 期)
現行制度のまま推移した場合		3,300 円	4,300 円	5,100 円	6,000 円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケース I】)			3,900 円	4,400 円	4,900 円
範囲を拡大した場合	第 1 号被保険者 (65 歳以上)		3,500 円 (▲300 円)	4,100 円 (▲200 円)	4,700 円 (▲200 円)
	第 2 号被保険者 (40 歳以上 64 歳以下)		3,500 円 (▲300 円)	4,100 円 (▲200 円)	4,700 円 (▲200 円)
	第 3 号被保険者 (仮称) (25 歳以上 39 歳以下)		1,700 円	2,100 円	2,400 円
【ケース I】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			7.0 兆円 (+0.45 兆円)	8.4 兆円 (+0.85 兆円)	9.7 兆円 (+1 兆円)

- (注) 1 端数処理 (四捨五入) により、保険料の差し引き額と ( ) 内の数値は一致しないことがあり得る。  
 2 第 2 号被保険者の保険料については、第 1 号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。  
 3 第 2 号・第 3 号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は 1/2 (残りの 1/2 は事業主 (国) が負担。)

(2) -③ 保険料負担年齢：A2（25歳以上）、保険料負担割合：B1（40歳未満同額）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		2,900円 (▲900円)	3,400円 (▲1,000円)	4,000円 (▲1,000円)
	第2号被保険者 (25歳以上64歳以下)		2,900円 (▲900円)	3,400円 (▲1,000円)	4,000円 (▲1,000円)
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.7兆円 (+0.2兆円)	8.0兆円 (+0.45兆円)	9.3兆円 (+0.6兆円)

- (注) 1 端数処理（四捨五入）により、保険料の差し引き額と（ ）内の数値は一致しないことがあり得る。  
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。  
 3 第2号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2（残りの1/2は事業主（国）が負担。）。

(2) -④ 保険料負担年齢：A2（25歳以上）、保険料負担割合：B2（40歳未満1/2）、給付サービスの範囲：C2（在宅のみ）

		平成15～17年度 (第2期)	平成18～20年度 (第3期)	平成21～23年度 (第4期)	平成24～26年度 (第5期)
現行制度のまま推移した場合		3,300円	4,300円	5,100円	6,000円
被保険者・受給者の範囲の拡大を伴わずに制度改正を行った場合 (介護予防対策が相当進んだケース【ケースI】)			3,900円	4,400円	4,900円
範囲を拡大した場合	第1号被保険者 (65歳以上)		3,400円 (▲500円)	3,900円 (▲400円)	4,500円 (▲400円)
	第2号被保険者 (40歳以上64歳以下)		3,400円 (▲500円)	3,900円 (▲400円)	4,500円 (▲400円)
	第3号被保険者(仮称) (25歳以上39歳以下)		1,700円	2,000円	2,300円
【ケースI】で範囲拡大した場合の給付費 (うち範囲拡大に伴う増分)			6.7兆円 (+0.2兆円)	8.0兆円 (+0.45兆円)	9.3兆円 (+0.6兆円)

- (注) 1 端数処理(四捨五入)により、保険料の差し引き額と( )内の数値は一致しないことがあり得る。  
 2 第2号被保険者の保険料については、第1号被保険者の保険料と同水準であるため、本表においては、同額を計上している。  
 3 第2号・第3号被保険者の保険料のうち、本人が自ら負担する額は1/2(残りの1/2は事業主(国)が負担。)